

# 介護保険制度改正による地域包括支援事業の変更点について

<改正前>

<改正後>

■介護給付(要介護1~5)	・介護サービス
■介護予防給付(要支援1~2)	・訪問看護、福祉用具等 ・訪問介護、通所介護、介護予防支援

介護報酬等の改定⇒  
介護報酬等の改定⇒  
事業に移行⇒

■介護給付(要介護1~5)	・介護サービス
■介護予防給付(要支援1~2)	・訪問看護、福祉用具等

■介護予防事業	
○二次予防事業	・二次予防事業対象者把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業
○一次予防事業	・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援事業

一本化で移行⇒

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業	
○介護予防・生活支援サービス事業	・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)
○一般介護予防事業	・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援事業

■包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営	・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント

現行と同様⇒

■包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営	・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・地域ケア会議の充実
○在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療介護連携
○認知症施策の推進	・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進員 ・認知症みまりのわ事業
○生活支援サービスの体制整備	・生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置

充実

地域支援事業

■任意事業	
○介護給付費適正化事業	・介護給付費適正化事業
○家族介護者支援事業	・認知症みまりのわ事業 ・おむつ購入費助成事業 ・介護者慰労金支給事業
○その他	・成年後見利用支援事業 ・配食サービス ・介護相談員派遣事業

認知症みまりのわ事業は  
基本事業へ移行  
その他は現行と同様⇒

■任意事業	
○介護給付費適正化事業	・介護給付費適正化事業
○家族介護者支援事業	・おむつ購入費助成事業 ・介護者慰労金支給事業 ・成年後見利用支援事業
○その他	・配食サービス ・介護相談員派遣事業